

令和5年4月26日 開会

令和5年4月 日 閉会

## 令和5年第3回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

## 議案目次

承認第1号	江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること について	P 1
承認第2号	令和4年度江差町一般会計補正予算(第21号)の専決処分の 承認を求めることについて	P 11
承認第3号	令和4年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の 承認を求めることについて	P 23
承認第4号	令和4年度江差町一般会計補正予算(第22号)の専決処分の 承認を求めることについて	P 37
承認第5号	令和4年度江差町一般会計補正予算(第23号)の専決処分の 承認を求めることについて	P 49
承認第6号	令和5年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の 承認を求めることについて	P 71
議案第1号	令和5年度江差町一般会計補正予算(第2号)について	P 83
議案第2号	令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) について	P 95
議案第3号	江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する 協定の締結について	P 107

承認第1号

江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月26日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、江差町税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

江差町長 照井 誉之介

## 江差町税条例の一部を改正する条例

江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条の見出し中「町民税」を「個人の町民税」に改め、同条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「かつ同日」を「かつ、同日」に、「によつて」を「により」に、「もの」を「者」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項本文中「においては」を「には」に、「によつて、」を「により」に、「によつて」を「により」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて、」を「により」に、「によつて」を「により」に改め、同条第5項本文中「によつて」を「により」に、「第1項の規定により、」を「第1項の規定により」に改め、同項ただし書及び同条第6項中「によつて」を「により」に改める。

第46条中「毎月徴収し、その」及び「規則で定める計算書を町長に提出し、及び」を削り、「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第47条の見出し中「繰入」を「繰入れ」に改め、同条第1項中「納税者が、」を「納税者が」に、「特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては」を「特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は」に、「によつて」を「により」に、「においては、」を「には」に改め、「その日以後に到来する」の次に「同項の」を加え、「特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、直ちに」を「直ちに、」に改め、同条第2項中「規定によつて」を「通知により」に、「すでに」を「既に」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によつて徴収する場合には」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号中「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第13項中「規定による申告」を「規定による申告書」に改め、「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第87条第1項及び第2項中「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34

号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第26項を削り、同条第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条の9の3第1項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4第2項及び第10条の5第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第10条の5の次に次の1条を加える。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及



び当該割合の算定方法

- 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「法附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第34条の7第1項第1号関係）

寄附金の区分	控除対象寄附金
第34条の7第1項第1号アに掲げる寄附金	学校法人 函館カトリック学園
第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金	社会福祉法人 あすなろ福祉会 社会福祉法人 恵愛会 社会福祉法人 ひのき会 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会 社会福祉法人 雄心会

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等

が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



承認第2号

令和4年度江差町一般会計補正予算（第21号）の専決処分の承認を求めることについて

令和4年度江差町一般会計補正予算（第21号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月26日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

港湾整備事業特別会計繰出金に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和5年3月24日

江差町長 照井 誉之介

### 令和4年度江差町一般会計補正予算（第21号）

令和4年度江差町一般会計補正予算（第21号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,334,922千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
土木費	港湾管理費	港湾整備事業特別会計繰出金	2,959					2,959	
計			2,959					2,959	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地 方 交 付 税		2,684,475	2,959	2,687,434
	1地 方 交 付 税	2,684,475	2,959	2,687,434
歳 入 合 計		6,331,963	2,959	6,334,922



歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8土 木 費		654,028	2,959	656,987
	4港 湾 費	59,498	2,959	62,457
歳 出	合 計	6,331,963	2,959	6,334,922

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,684,475	2,959	2,687,434
歳入合計	6,331,963	2,959	6,334,922

## (歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
土木費	654,028	2,959	656,987				2,959
歳出合計	6,331,963	2,959	6,334,922	0	0	0	2,959

## ( 2 ) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
10 地方交付税	2,684,475	2,959	2,687,434
1 地方交付税	2,684,475	2,959	2,687,434
1 地方交付税	2,684,475	2,959	2,687,434
歳入合計	6,331,963	2,959	6,334,922

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	2,959	普通交付税

## ( 3 ) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8 土木費	654,028	2,959	656,987				2,959
4 港湾費	59,498	2,959	62,457				2,959
1 港湾管理費	59,498	2,959	62,457				2,959
歳 出 合 計	6,331,963	2,959	6,334,922	0	0	0	2,959

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
27	繰出金	2,959	港湾整備事業特別会計繰出金





## 承認第3号

令和4年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を  
求めることについて

令和4年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律  
第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこ  
れを報告し、承認を求める。

令和5年4月26日提出

江差町長 照井 誉之介

### 提案理由

港湾センター給水管布設替工事に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要が  
あるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和5年3月24日

江差町長 照井 誉之介

### 令和4年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度江差町港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,348千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年度 港湾整備事業特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
港湾センター管理費	港湾センター管理費	港湾センター給水管布設替工事	2,959				2,959		
計			2,959				2,959		

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2線 入金		3,389	2,959	6,348
	1一般会計繰入金	3,389	2,959	6,348
歳入合計		3,389	2,959	6,348

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1港湾センター管理費		3,389	2,959	6,348
	1港湾センター管理費	3,389	2,959	6,348
歳 出	合 計	3,389	2,959	6,348

第2表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
港湾センター管理費	港湾センター管理費	港湾センター給水管布設替工事	2,959



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	3,389	2,959	6,348
歳入合計	3,389	2,959	6,348



## (歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
港湾センター管理費	3,389	2,959	6,348			2,959	
歳出合計	3,389	2,959	6,348	0	0	2,959	0

## (2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
2 繰入金	3,389	2,959	6,348
1 一般会計繰入金	3,389	2,959	6,348
1 一般会計繰入金	3,389	2,959	6,348
歳入合計	3,389	2,959	6,348

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	2,959	

## ( 3 ) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1 港湾センター管理費	3,389	2,959	6,348			2,959		
1 港湾センター管理費	3,389	2,959	6,348			2,959		
1 港湾センター管理費	3,389	2,959	6,348			2,959		
歳 出 合 計	3,389	2,959	6,348	0	0	2,959	0	

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
14	工事請負費	2,959	港湾センター給水管布設替工事



承認第4号

令和4年度江差町一般会計補正予算（第22号）の専決処分の承認を求めることについて

令和4年度江差町一般会計補正予算（第22号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月26日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外分）事業費・事務費補助金返還に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和5年3月28日

江差町長 照井 誉之介

### 令和4年度江差町一般会計補正予算（第22号）

令和4年度江差町一般会計補正予算（第22号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,466千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,337,388千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



令和4年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	諸費	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯以外分)事業費・事務費補助金返還	2,466					2,466	
計			2,466					2,466	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地 方 交 付 税		2,687,434	2,466	2,689,900
	1地 方 交 付 税	2,687,434	2,466	2,689,900
合 計		6,334,922	2,466	6,337,388

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,361,929	2,466	1,364,395
	1総務管理費	1,290,986	2,466	1,293,452
歳出	合計	6,334,922	2,466	6,337,388

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,687,434	2,466	2,689,900
歳入合計	6,334,922	2,466	6,337,388

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	1,361,929	2,466	1,364,395				2,466
歳出合計	6,334,922	2,466	6,337,388	0	0	0	2,466

## ( 2 ) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
10 地方交付税	2,687,434	2,466	2,689,900
1 地方交付税	2,687,434	2,466	2,689,900
1 地方交付税	2,687,434	2,466	2,689,900
歳入合計	6,334,922	2,466	6,337,388

単位：千円

節		説明
区	分	
1	地方交付税	2,466 普通交付税

## ( 3 ) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,361,929	2,466	1,364,395				2,466
1 総務管理費	1,290,986	2,466	1,293,452				2,466
10 諸費	43,904	2,466	46,370				2,466
歳出合計	6,334,922	2,466	6,337,388	0	0	0	2,466



単位：千円

節		金額	説明
区	分		
	22 償還金利息及び割引料	2,466	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外分）事業費・事務費補助金返還



承認第5号

令和4年度江差町一般会計補正予算（第23号）の専決処分の承認を求めることについて

令和4年度江差町一般会計補正予算（第23号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月26日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和4年度一般会計予算に係る補正を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

江差町長 照井 誉之介

### 令和4年度江差町一般会計補正予算（第23号）

令和4年度江差町一般会計補正予算（第23号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ24,640千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,312,748千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年度 一般会計補正予算構成表

(単位:円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	職員人件費(一般管理費分)	0	1,965				▲ 1,965	財源更正
総務費	文書広報費	新型コロナウイルス関連情報発信	▲ 361	▲ 441				80	
総務費	企画費	地域魅力発信事業	0	▲ 1				1	財源更正
総務費	企画費	ふるさと納税電子感謝券推進事業	0	▲ 2				2	財源更正
総務費	住民運動対策費	町内会及び自治会への活動支援事業	▲ 20	2,210				▲ 2,230	
民生費	社会福祉総務費	国民健康保険費特別会計繰出(インフルエンザ予防接種支援)	▲ 474	▲ 475				1	
民生費	社会福祉施設費	集会施設等感染対策物品購入事業	▲ 100	3,641				▲ 3,741	
民生費	老人福祉費	介護施設等新規入所者PCR検査事業	▲ 1,537	▲ 1,538				1	
民生費	老人福祉費	高齢者施設及び介護保険施設従事者等PCR検査	▲ 1,141	▲ 1,142				1	
民生費	老人福祉費	物価高騰対策生活支援事業	▲ 2,133	▲ 2,751	617			1	
民生費	介護支援施設費	介護支援施設及び高齢者施設コロナウイルス感染予防対策	▲ 412	713				▲ 1,125	
民生費	介護支援施設費	介護支援施設コロナウイルス感染予防対策事業	▲ 4	▲ 4					
民生費	児童福祉総務費	園児副食費無償化事業	▲ 435	▲ 436				1	
民生費	常設保育所費	町立保育所冷暖房対策	▲ 39	▲ 39					
民生費	常設保育所費	町立保育所連絡体制強化事業	▲ 132	107				▲ 239	
民生費	常設保育所費	町立保育所感染対策備品整備	▲ 59	465				▲ 524	
衛生費	予防費	新型コロナウイルス感染症検査費用助成	▲ 1,375	▲ 1,375					
衛生費	予防費	感染予防対策物品購入事業	▲ 261	▲ 262				1	
衛生費	予防費	インフルエンザ予防接種補助	▲ 439	▲ 3,071				2,632	
衛生費	予防費	集団接種会場や会議室の感染予防事業	▲ 56	716				▲ 772	
農林水産業費	農業振興費	農業経営持続化支援給付金事業	▲ 97	▲ 98				1	
農林水産業費	水産業振興費	豊かな前浜づくりプロジェクト	0	13,000				▲ 13,000	財源更正
農林水産業費	水産業振興費	漁業経営持続化支援給付金事業	▲ 300	▲ 300					

令和4年度 一般会計補正予算構成表

(単位:円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
商工費	商工業振興費	～原油価格・物価高騰対応～“エエ町江差”みんなの商品券事業	▲ 4,641	3,837			▲ 11,000	2,522	
商工費	商工業振興費	事業活動継続緊急支援金給付事業	▲ 4,633	▲ 4,634				1	
商工費	観光費	「江差割」宿泊キャンペーン	▲ 2,151	▲ 2,151					
商工費	観光費	地域の祭り文化活動支援事業	0	▲ 1				1	財源更正
商工費	追分振興費	江差追分保存伝承事業	▲ 298	▲ 299				1	
商工費	自然公園管理費	かもめ島上公衆トイレ洋式化改修	▲ 30	▲ 30					
土木費	港湾管理費	港湾整備事業特別会計繰出金(港湾センタートイレ洋式化改修)	▲ 22	▲ 22					
土木費	港湾管理費	港湾整備事業特別会計繰出金(江差奥尻航路燃料高騰対策支援事業)	0	914				▲ 914	財源更正
土木費	都市公園管理費	えぞだて公園街灯LED化改修事業	▲ 139	▲ 1,569				1,430	
消防費	常備消防費	行政組合分担金(消防隊員用空気呼吸器面体個人配備事業)	0	▲ 3				3	財源更正
消防費	常備消防費	行政組合分担金(救急隊員用N95マスク購入事業)	0	▲ 4				4	財源更正
消防費	常備消防費	行政組合分担金(救急隊員用感染防止衣購入事業)	0	684				▲ 684	財源更正
教育費	学校管理費	感染対策物品購入事業(小学校費)	▲ 91	▲ 92				1	
教育費	学校管理費	感染対策物品購入事業(中学校費)	▲ 17	▲ 18				1	
教育費	教育振興費	中学校教育振興事務	0	▲ 1				1	財源更正
教育費	教育振興費	江差町修学旅行キャンセル料等補助(小学校費)	▲ 120	▲ 120					
教育費	教育振興費	江差町修学旅行キャンセル料等補助(中学校費)	▲ 60	▲ 61				1	
教育費	教育振興費	給食費無償化事業(小学校費)	▲ 160	▲ 70				▲ 90	
教育費	教育振興費	給食費無償化事業(中学校費)	▲ 173	63				▲ 236	
教育費	教育振興費	学校ICT活用環境整備事業(中学校費)	▲ 553	824				▲ 1,377	
教育費	図書館費	図書館感染予防対策事業	0	▲ 1				1	財源更正
教育費	生涯学習推進費	「雪あそびキッズパーク」運営モデル推進事業	▲ 1,330	▲ 1,331				1	
教育費	生涯学習推進費	「わくわく子ども広場」運営モデル推進事業	▲ 149	▲ 150				1	

令和4年度 一般会計補正予算構成表

(単位:円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
教育費	保健体育 総務費	江差町・上ノ国町学校給食組合負担金(学校給食費物価高騰対策)	▲ 324	179				▲ 503	
教育費	体育施設費	運動公園街路灯LED改修事業	▲ 374	▲ 6,809				6,435	
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 計	▲ 24,640	17	617	0	▲ 11,000	▲ 14,274	
農林水産業費	農業振興費	豊かな産地づくり総合支援事業	0				0		財源更正 寄附金1,000 基金繰入金 ▲1,000
一般事業補正 計			0	0	0	0	0	0	
計			▲ 24,640	17	617	0	▲ 11,000	▲ 14,274	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地方交付税		2,689,900	14,274	2,675,626
	1地方交付税	2,689,900	14,274	2,675,626
13国庫支出金		986,226	17	986,243
	2国庫補助金	581,879	17	581,896
14道支出金		312,880	617	313,497
	2道補助金	73,490	617	74,107
17繰入金		279,641	11,000	268,641
	1基金繰入金	279,641	11,000	268,641
歳入	合計	6,337,388	24,640	6,312,748



歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,364,395	381	1,364,014
	1総務管理費	1,293,452	381	1,293,071
3民生費		1,660,512	6,466	1,654,046
	1社会福祉費	1,349,626	5,801	1,343,825
	2児童福祉費	310,886	665	310,221
4衛生費		530,488	2,131	528,357
	1保健衛生費	530,488	2,131	528,357
6農林水産業費		253,618	397	253,221
	1農業費	146,348	97	146,251
	3水産業費	72,594	300	72,294
7商工費		311,951	11,753	300,198
	1商工費	311,951	11,753	300,198
8土木費		656,987	161	656,826
	4港湾費	62,457	22	62,435
	5都市計画費	174,894	139	174,755
10教育費		668,001	3,351	664,650
	2小学校費	93,858	371	93,487
	3中学校費	54,379	803	53,576
	4社会教育費	95,548	1,479	94,069
	5保健体育費	261,568	698	260,870
歳出合計		6,337,388	24,640	6,312,748

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,689,900	14,274	2,675,626
13 国庫支出金	986,226	17	986,243
14 道支出金	312,880	617	313,497
17 繰入金	279,641	11,000	268,641
歳入合計	6,337,388	24,640	6,312,748

## (歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,364,395	381	1,364,014	3,731			4,112
3民生費	1,660,512	6,466	1,654,046	842			5,624
4衛生費	530,488	2,131	528,357	3,992			1,861
6農林水産業費	253,618	397	253,221	12,602		0	12,999
7商工費	311,951	11,753	300,198	3,278		11,000	2,525
8土木費	656,987	161	656,826	677			516
9消防費	267,793	0	267,793	677			677
10教育費	668,001	3,351	664,650	7,587			4,236
歳出合計	6,337,388	24,640	6,312,748	634	0	11,000	14,274

## ( 2 ) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
10 地方交付税	2,689,900	14,274	2,675,626
1 地方交付税	2,689,900	14,274	2,675,626
1 地方交付税	2,689,900	14,274	2,675,626
13 国庫支出金	986,226	17	986,243
2 国庫補助金	581,879	17	581,896
1 総務費国庫補助金	13,290	3,731	17,021
2 民生費国庫補助金	153,159	1,459	151,700
3 衛生費国庫補助金	66,774	3,992	62,782
4 農林水産業費国庫補助金	43,238	12,602	55,840
5 商工費国庫補助金	106,038	3,278	102,760

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1	地方交付税	14,274 普通交付税
1	総務管理費補助金	3,731 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 職員人件費（一般管理費分）分 1,965 町内会及び自治会への活動支援事業分 2,210 地域魅力発信事業分 1 ふるさと納税電子感謝券推進事業分 2 新型コロナウイルス関連情報発信分 441
1	社会福祉費補助金	1,556 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 国民健康保険費特別会計繰出（インフルエンザ 予防接種支援）分 475 介護施設等新規入所者PCR検査事業分 1,538 高齢者施設及び介護保険施設従事者等PCR検査 分 1,142 物価高騰対策生活支援事業分 2,751 集会施設等感染対策物品購入事業分 3,641 介護支援施設及び高齢者施設コロナウイルス感 染予防対策分 713 介護支援施設コロナウイルス感染予防対策事業 分 4
2	児童福祉費補助金	97 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 園児副食費無償化事業分 436 町立保育所冷暖房対策分 39 町立保育園連絡体制強化事業分 107 町立保育園感染対策備品整備分 465
1	保健衛生費補助金	3,992 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業分 1,375 感染予防対策物品購入事業分 262 インフルエンザ予防接種補助分 3,071 集団接種会場や会議室の感染予防事業分 716
1	農業費補助金	98 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 農業経営持続化支援給付金事業分
2	水産業費補助金	12,700 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 豊かな前浜づくりプロジェクト事業分 13,000 漁業経営持続化支援給付金事業分 300
1	商工費国庫補助金	3,278 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 ～原油価格・物価高騰対応～“工工町江差”み んなの商品券事業（追加分）分 3,837 事業活動継続緊急支援金給付事業分 4,634

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
6 土木費国庫補助金	161,113	677	160,436
7 消防費国庫補助金	10,525	677	11,202
8 教育費国庫補助金	25,960	7,587	18,373
14 道支出金	312,880	617	313,497
2 道補助金	73,490	617	74,107
1 民生費道費補助金	29,532	617	30,149
16 寄附金	159,661	1,000	160,661

単位：千円

節		説明
区分	金額	
		かもめ島上公衆トイレ洋式化改修分 30 江差追分保存伝承事業分 299 「江差割」宿泊キャンペーン事業分 2,151 地域の祭り文化活動支援事業分 1
3 港湾費補助金	892	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 港湾整備事業特別会計繰出金（港湾センター トイレ洋式化改修）分 22 港湾整備事業特別会計繰出金（江差奥尻航路燃 料高騰対策支援事業）分 914
4 都市計画費補助金	1,569	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 えぞだて公園街灯LED化改修事業分
1 消防費補助金	677	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 檜山広域行政組合負担金（空気呼吸器面体個人 配備事業）分 3 檜山広域行政組合負担（N95マスク購入事業） 分 4 檜山広域行政組合負担（感染防止衣購入事業） 分 684
1 小学校費補助金	282	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 感染対策物品購入事業分 92 江差町修学旅行キャンセル料等補助分 120 給食費無償化事業分 70
2 中学校費補助金	807	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 感染対策物品購入事業分 18 中学校教育振興事務分 1 江差町修学旅行キャンセル料等補助分 61 給食費無償化事業分 63 学校ICT活用環境整備事業分 824
3 社会教育費補助金	8,291	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 「雪あそびキッズパーク」運営モデル推進事業 分 1,331 「わくわく子ども広場」運営モデル推進事業分 150 運動公園街路灯LED改修事業分 6,809 図書館感染予防対策事業分 1
4 保健体育費補助金	179	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 江差町・上ノ国町学校給食組合負担金（学校給 食費物価高騰対策）分
1 社会福祉費補助金	617	市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 寄附金	159,661	1,000	160,661
1 寄附金	159,661	1,000	160,661
17 繰入金	279,641	12,000	267,641
1 基金繰入金	279,641	12,000	267,641
4 ふるさと応援基金繰入金	118,800	12,000	106,800
歳入合計	6,337,388	24,640	6,312,748



単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	寄附金	1,000	企業版ふるさと納税
1	ふるさと応援基金繰入金	12,000	ふるさと応援基金繰入金 ~原油価格・物価高騰対応~ “ 工工町江差 ” み んなの商品券事業 11,000 豊かな産地づくり総合支援事業 1,000

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,364,395	381	1,364,014	3,731			4,112
1 総務管理費	1,293,452	381	1,293,071	3,731			4,112
1 一般管理費	695,742	0	695,742	1,965			1,965
2 文書広報費	10,519	361	10,158	441			80
6 企画費	374,272	0	374,272	3			3
8 住民運動対策費	10,233	20	10,213	2,210			2,230
3 民生費	1,660,512	6,466	1,654,046	842			5,624
1 社会福祉費	1,349,626	5,801	1,343,825	939			4,862
1 社会福祉総務費	232,360	474	231,886	475			1
2 社会福祉施設費	20,502	100	20,402	3,641			3,741
3 老人福祉費	499,846	4,811	495,035	4,814			3
6 介護支援施設費	21,647	416	21,231	709			1,125
2 児童福祉費	310,886	665	310,221	97			762
1 児童福祉総務費	160,018	435	159,583	436			1
3 常設保育所費	149,723	230	149,493	533			763
4 衛生費	530,488	2,131	528,357	3,992			1,861
1 保健衛生費	530,488	2,131	528,357	3,992			1,861
2 予防費	143,473	2,131	141,342	3,992			1,861

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			財源更正
10	需用費	41	消耗品費 印刷製本費
12	委託料	320	チラシ等配布委託料
			財源更正
11	役務費	20	その他手数料
27	繰出金	474	国民健康保険費特別会計繰出金
17	備品購入費	100	机・椅子
10	需用費	6	消耗品費
11	役務費	2,678	PCR検査料
12	委託料	73	システム改修委託
19	扶助費	2,054	物価高騰対策生活支援金
17	備品購入費	416	空気清浄機 検温オートディスペンサースタンド
18	負担金補助及び交付金	435	園児給食費補助
13	使用料及び賃借料	130	システム利用料
14	工事請負費	39	冷暖房設備整備工事
17	備品購入費	61	タブレット及び周辺機器 テーブル・椅子
10	需用費	272	消耗品費

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
6 農林水産業費	253,618	397	253,221	12,602			12,999
1 農業費	146,348	97	146,251	98			1
2 農業振興費	74,428	97	74,331	98			1
3 水産業費	72,594	300	72,294	12,700			13,000
2 水産業振興費	60,756	300	60,456	12,700			13,000
7 商工費	311,951	11,753	300,198	3,278		11,000	2,525
1 商工費	311,951	11,753	300,198	3,278		11,000	2,525
2 商工業振興費	165,625	9,274	156,351	797		11,000	2,523
3 観光費	72,660	2,151	70,509	2,152			1
5 追分振興費	17,901	298	17,603	299			1
7 自然公園管理費	17,827	30	17,797	30			
8 土木費	656,987	161	656,826	677			516
4 港湾費	62,457	22	62,435	892			914
1 港湾管理費	62,457	22	62,435	892			914
5 都市計画費	174,894	139	174,755	1,569			1,430
3 都市公園管理費	3,107	139	2,968	1,569			1,430
9 消防費	267,793	0	267,793	677			677

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
11	役 務 費	17	郵便料・送料
12	委 託 料	410	インフルエンザ予防接種委託（生後 6ヵ月～中学3年生） チラシ配布委託
17	備 品 購 入 費	56	音響等設備
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,376	新型コロナウイルス感染症抗原検査費用助成 インフルエンザ予防接種費用助成（生後 6ヵ月～中学3年生）
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	97	農業経営持続化支援給付金
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	300	漁業経営持続化支援給付金
10	需 用 費	1,444	消耗品費 印刷製本費
11	役 務 費	659	郵便料・送料
12	委 託 料	2,538	商品券換金業務委託
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	4,633	事業活動継続緊急支援金
12	委 託 料	2,151	「江差割」事業委託
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	298	江差追分保存伝承事業補助
14	工 事 請 負 費	30	かもめ島上公衆トイレ洋式化改修工事
27	繰 出 金	22	港湾整備事業特別会計繰出金
14	工 事 請 負 費	139	えぞだて公園街灯 LED化改修

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
1 消防費	267,793	0	267,793	677			677
1 常備消防費	206,910	0	206,910	677			677
10 教育費	668,001	3,351	664,650	7,587			4,236
2 小学校費	93,858	371	93,487	282			89
1 学校管理費	78,178	91	78,087	92			1
2 教育振興費	13,078	280	12,798	190			90
3 中学校費	54,379	803	53,576	807			1,610
1 学校管理費	39,177	17	39,160	18			1
2 教育振興費	13,228	786	12,442	825			1,611
4 社会教育費	95,548	1,479	94,069	1,482			3
2 図書館費	6,842	0	6,842	1			1
3 生涯学習推進費	9,745	1,479	8,266	1,481			2
5 保健体育費	261,568	698	260,870	6,630			5,932
1 保健体育総務費	235,499	324	235,175	179			503
2 体育施設費	26,069	374	25,695	6,809			6,435
歳出合計	6,337,388	24,640	6,312,748	634	0	11,000	14,274

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			財源更正
10	需用費	91	消耗品費
18	負担金補助及び交付金	280	修学旅行キャンセル料等補助 120 学校給食費補助 160
10	需用費	17	消耗品費
17	備品購入費	553	学習用タブレット端末周辺器具等
18	負担金補助及び交付金	233	修学旅行キャンセル料等補助 60 学校給食費補助 173
			財源更正
7	報償費	10	イベント体験協力謝礼
10	需用費	21	消耗品費 1 燃料費 20
11	役務費	34	チラシ折込手数料
12	委託料	1,358	ゲレンデ斜面整備委託 1,290 管理スタッフ委託 55 駐車場除雪委託 10 管理スタッフ委託 3
13	使用料及び賃借料	16	仮設トイレ借上料
17	備品購入費	40	イベント遊具
18	負担金補助及び交付金	324	江差町・上ノ国町学校給食組合負担金
14	工事請負費	374	運動公園街路灯LED改修





承認第6号

令和5年度江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

令和5年度江差町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月26日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保（令和5年度春接種）に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和5年4月14日

江差町長 照井 誉之介

### 令和5年度江差町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度江差町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ23,993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,371,393千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
衛生費	予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保(令和5年度春接種)	23,993	23,993					
計			23,993	23,993					

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		755,697	23,993	779,690
	1国庫負担金	357,944	9,776	367,720
	2国庫補助金	394,864	14,217	409,081
歳入合計		6,347,400	23,993	6,371,393

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4衛 生 費		510,148	23,993	534,141
	1保 健 衛 生 費	510,148	23,993	534,141
歳 出	合 計	6,347,400	23,993	6,371,393

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	755,697	23,993	779,690
歳入合計	6,347,400	23,993	6,371,393

## (歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
衛生費	510,148	23,993	534,141	23,993			
歳出合計	6,347,400	23,993	6,371,393	23,993	0	0	0

## (2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	755,697	23,993	779,690
1 国庫負担金	357,944	9,776	367,720
2 衛生費国庫負担金	1,938	9,776	11,714
2 国庫補助金	394,864	14,217	409,081
3 衛生費国庫補助金	144	14,217	14,361
歳入合計	6,347,400	23,993	6,371,393



単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	保健衛生費負担金	9,776	新型コロナウイルス接種対策費国庫負担金
1	保健衛生費補助金	14,217	新型コロナウイルス接種体制確保事業補助金

## ( 3 ) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4 衛生費	510,148	23,993	534,141	23,993			
1 保健衛生費	510,148	23,993	534,141	23,993			
2 予防費	53,226	23,993	77,219	23,993			
歳出合計	6,347,400	23,993	6,371,393	23,993	0	0	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	601	会計年度任用職員 6人 (看護師 4人、保健師 2人)
2	給料	1,589	会計年度任用職員 2人
3	職員手当等	652	会計年度任用職員 通勤手当 137 時間外勤務手当 90 期末手当 215 退職手当組合負担金 210
4	共済費	390	会計年度任用職員 共済組合負担金
7	報償費	1,430	健康被害調査委員会 120 薬剤師謝礼 910 看護師謝礼 400
8	旅費	99	健康被害調査委員旅費
10	需用費	1,765	消耗品費 1,500 印刷製本費 245 医薬材料費 20
11	役務費	1,474	通信運搬費 電話料等 225 郵便料・送料 706 手数料 その他手数料 543
12	委託料	13,479	新型コロナウイルスワクチン接種委託 9,776 コールセンター業務委託 2,222 広報チラシ配布委託 200 接種会場設営撤去及び清掃消毒業務委託 713 バス運行委託 403 福祉バス運行委託 153 産業廃棄物処理委託 12
13	使用料及び賃借料	1,514	Web予約システム利用料 1,320 接種会場用物品借上料 194
17	備品購入費	1,000	感染予防対策備品

## (4) 給与費明細書

## 1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正前	長 等	3		20,976	7,692 4.40			291	7,892	36,851	5,860	42,711
	議 員	12	26,466		5,288 2.40					31,754	8,428	40,182
	その他の特別 職	336	15,323							15,323		15,323
	計	351	41,789	20,976	12,987			291	7,892	83,928	14,288	98,216
補正額	長 等											
	議 員											
	その他の特別 職											
	計											
補正後	長 等	3		20,976	7,692 4.40			291	7,892	36,851	5,860	42,711
	議 員	12	26,466		5,288 2.40					31,754	8,428	40,182
	その他の特別 職	336	15,323							15,323		15,323
	計	351	41,789	20,976	12,987			291	7,892	83,928	14,288	98,216

## 2. 一般職

## (1) 総括

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	95		343,751	259,666	603,417	111,649	715,066	
補正額								
補正後	95		343,751	259,666	603,417	111,649	715,066	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前	9,026	6,616	73,056	59,967	12,149	29,480	2,174	6,204
補正額										
補正後	9,026	6,616	73,056	59,967	12,149	29,480	2,174	6,204	6,500	
内 訳	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合費 (千円)	備 考				
	補正前			948	53,546					
	補正後			948	53,546					

## イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	83	58,406	93,687	42,824	194,917	32,280	227,197	
補正額	6	601	1,589	652	2,842	390	3,232	
補正後	89	59,007	95,276	43,476	197,759	32,670	230,429	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前			16,307				6,502	2,283
補正額				215			90	137		
補正後				16,522			6,592	2,420		750
内 訳	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合費 (千円)	備 考				
	補正前			16,982						
	補正後			17,192						

## 議案第1号

令和5年度江差町一般会計補正予算（第2号）について

令和5年度江差町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,863千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,376,256千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月26日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和5年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要性が生じたことによる。

令和5年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
農林水産業費	水産業振興費	豊かな前浜づくりプロジェクト	3,421				3,000	421	
商工費	商工業振興費	公設地方卸売市場事業特別会計繰出金(地方卸売市場卸売業者冷蔵設備更新事業補助)	370					370	
商工費	商工業振興費	マイナポイント申込支援事業	1,072	1,069				3	
計			4,863	1,069			3,000	794	



# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		779,690	1,069	780,759
	2国庫補助金	409,081	1,069	410,150
16寄附金		200,001	3,000	203,001
	1寄附金	200,001	3,000	203,001
18繰越金		30,000	794	30,794
	1繰越金	30,000	794	30,794
歳入	合計	6,371,393	4,863	6,376,256



歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6農 林 水 産 業 費		202,016	3,421	205,437
	3水 産 業 費	31,671	3,421	35,092
7商 工 費		206,315	1,442	207,757
	1商 工 費	206,315	1,442	207,757
歳 出 合 計		6,371,393	4,863	6,376,256

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	779,690	1,069	780,759
16 寄附金	200,001	3,000	203,001
18 繰越金	30,000	794	30,794
歳入合計	6,371,393	4,863	6,376,256

## (歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
農林水産業費	202,016	3,421	205,437			3,000	421
商工費	206,315	1,442	207,757	1,069			373
歳出合計	6,371,393	4,863	6,376,256	1,069	0	3,000	794

## (2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	779,690	1,069	780,759
2 国庫補助金	409,081	1,069	410,150
5 商工費国庫補助金	454	1,069	1,523
16 寄附金	200,001	3,000	203,001
1 寄附金	200,001	3,000	203,001
1 寄附金	200,001	3,000	203,001
18 繰越金	30,000	794	30,794
1 繰越金	30,000	794	30,794
1 繰越金	30,000	794	30,794
歳入合計	6,371,393	4,863	6,376,256

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	商工費国庫補助金	1,069	マイナンバーカード交付事務費補助
1	寄附金	3,000	企業版ふるさと納税
1	前年度繰越金	794	前年度繰越金

## ( 3 ) 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	202,016	3,421	205,437			3,000	421
3 水産業費	31,671	3,421	35,092			3,000	421
2 水産業振興費	21,963	3,421	25,384			3,000	421
7 商工費	206,315	1,442	207,757	1,069			373
1 商工費	206,315	1,442	207,757	1,069			373
2 商工業振興費	69,987	1,442	71,429	1,069			373
歳 出 合 計	6,371,393	4,863	6,376,256	1,069	0	3,000	794

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	3,421	ナマコ増殖事業補助
1	報酬	155	会計年度任用職員 1人
2	給料	901	会計年度任用職員 1人
3	職員手当等	61	会計年度任用職員 期末手当
4	共済費	144	会計年度任用職員 共済組合負担金
10	需用費	6	消耗品費
13	使用料及び賃借料	115	パソコン借上料 モバイルWi-Fiルーター借上料
27	繰出金	370	公設地方卸売市場事業特別会計繰出金

## (4) 給与費明細書

## 1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 前	長 等	3		20,976	7,692 4.40			291	7,892	36,851	5,860	42,711
	議 員	12	26,466		5,288 2.40					31,754	8,428	40,182
	そ の 他 の 特 別 職	336	15,323							15,323		15,323
	計	351	41,789	20,976	12,987			291	7,892	83,928	14,288	98,216
補 正 額	長 等											
	議 員											
	そ の 他 の 特 別 職											
	計											
補 正 後	長 等	3		20,976	7,692 4.40			291	7,892	36,851	5,860	42,711
	議 員	12	26,466		5,288 2.40					31,754	8,428	40,182
	そ の 他 の 特 別 職	336	15,323							15,323		15,323
	計	351	41,789	20,976	12,987			291	7,892	83,928	14,288	98,216

## 2. 一般職

## (1) 総括

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	95		343,751	259,666	603,417	111,649	715,066	
補 正 額								
補 正 後	95		343,751	259,666	603,417	111,649	715,066	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
		補 正 前		9,026	6,616	73,056	59,967	12,149	29,480	2,174
補 正 額										
補 正 後		9,026	6,616	73,056	59,967	12,149	29,480	2,174	6,204	6,500
内 訳	区 分	宿 直 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	備 考				
	補 正 前			948	53,546					
	補 正 後			948	53,546					

## イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	89	59,007	95,276	43,476	197,759	32,670	230,429	
補 正 額		▲155	901	61	807	144	951	
補 正 後	89	58,852	96,177	43,537	198,566	32,814	231,380	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
		補 正 前				16,522			6,592	2,420
補 正 額								61		
補 正 後				16,522			6,592	2,481		750
内 訳	区 分	宿 直 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	備 考				
	補 正 前				17,192					
	補 正 後				17,192					



議案第 2 号

令和 5 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 0 1 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 4 月 2 6 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 5 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要があることによる。

令和5年度 公設地方卸売市場事業特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
市場管理費	市場管理費	地方卸売市場卸売業者冷蔵設備更新事業補助	370				370		
計			370				370		



# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2線 入金		107	370	477
	1一般会計繰入金	107	370	477
歳入合計		6,644	370	7,014

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1市場管理費		6,644	370	7,014
	1市場管理費	6,644	370	7,014
歳 出	合 計	6,644	370	7,014

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	107	370	477
歳入合計	6,644	370	7,014

## (歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
市場管理費	6,644	370	7,014			370	
歳出合計	6,644	370	7,014	0	0	370	0

## (2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
2 繰入金	107	370	477
1 一般会計繰入金	107	370	477
1 一般会計繰入金	107	370	477
歳入合計	6,644	370	7,014



単位：千円

節		説明
区	分	
1	一般会計繰入金	370

## ( 3 ) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他		
1 市場管理費	6,644	370	7,014			370		
1 市場管理費	6,644	370	7,014			370		
1 市場管理費	6,644	370	7,014			370		
歳出合計	6,644	370	7,014	0	0	370		0

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	370	冷蔵設備等更新補助



## 議案第3号

江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の  
締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり協定を締結するため、議会の議決を求める。

### 記

- 1 委託の対象 江差町公共下水道江差・上ノ国下水道管理センターの建設工事
- 2 工事場所 江差町字砂川411番地6
- 3 事業費 72,880,000円
- 4 委託期間 令和5年度
- 5 委託の相手方 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
代表者 理事長 森岡 泰裕

令和5年4月26日提出

江差町長 照井 誉之介

### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約が50,000,000円以上の請負契約であるため。